

社労士ニュース
 2025 年
 10 月号
 発行
 2025(令和 7)年
 10 月
 16 日

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の
 河原が解決
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
 河原社会保険労務士事務所
 河原 清市
 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2
 TEL&FAX 0493-72-0554
 メールアドレス
 kawahara@kawahara-sr.com
 ホームページ
 kawahara-sr.com/



年収
 103 万円の壁は、
 こんどは、
 160 万円になります

2025 年 12 月 1 日から新しい税制が施行されます。

基礎控除額が 48 万円から 95 万円

給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円になります。つまり、年収 103 万円の壁がなくなることです。ちなみに、103 万円とは、103 万円＝基礎控除 48 万円＋給与所得控除 55 万円でした。

つまり、今回からは、所得税がかかるラインが 160 万円（＝95 万円＋65 万円）になるということです。

また、大学生（19 歳から 23 歳まで）がいる親の税負担を軽減するために、特定親族特別控除が新しく作られました。

表 1 給与所得控除額の速算表 2025 年分以降	
給与等の収入金額 給与所得の源泉徴収票の支払額	給与所得控除額
162 万 5, 000 円まで	65 万円
165 万 5, 001 円から 180 万円	65 万円
180 万 0, 001 円から 190 万円	65 万円
190 万 0, 001 円から 360 万円	収入金額×30%＋8 万円
360 万 0, 001 円から 660 万円	収入金額×20%＋44 万円
660 万 0, 001 円から 850 万円	収入金額×10%＋110 万円
850 万 0, 001 円以上	195 万円（上限）

表 2 基礎控除額一覧表 2025 年度分以降	
納税者本人の合計所得金額	基礎控除額
132 万円以下	95 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円

具体的な数値で考えていきます。

年収 200 万円の労働者を考えます

年収 200 万円ですので、まず給与所得控除を考えます。表 1 によって控除額は

収入金額×30%+8 万円=200 万円×0.3+8 万円

=68 万円が控除されます

200 万円－68 万円=132 万円

次に表 2 により基礎控除額は 95 万円ですので

132 万円－95 万円=37 万円 つまり、課税給与所得金額 A は 37 万円となります。

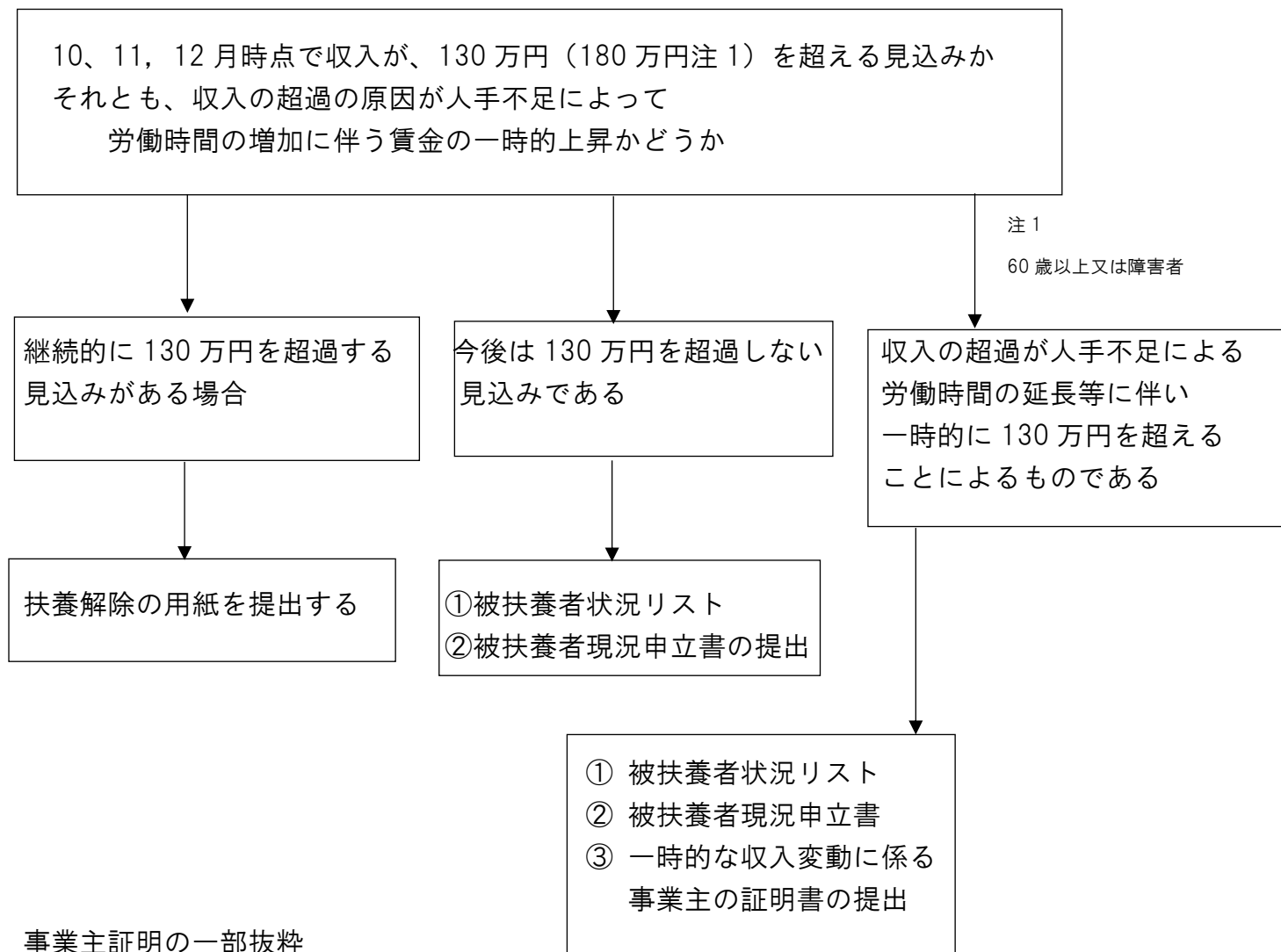
ここで、所得税は、1 9 4 万 9, 000 円までは A×5%ですので

年収 200 万円の労働者さんは 37 万円×0.05=1.85 万円の所得税が徴収されます。

課税給与所得金額 A が、

195 万円～329 万 9, 000 円までは所得税は、A×10%－9 万 7, 000 円となります。

次に働く人たちがいつも 10 月、11 月、12 月ごろになりますと、年収つまり労働日数の調整を考えます。今年も、協会けんぽの被扶養者資格の基準は 130 万円ということでした。



事業主証明の一部抜粋

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来 想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。